

# ちくし 法律事務所

The guardians of Rights  
2012 SUMMER NEWS



HOPE Hisako Obba ©

「夢をいただいて…」

ペーパー・スクリーン版画 大場 寿子



弁護士  
稲村 晴夫  
Haruo Inamura

## 「残暑お見舞い申し上げます。」

一九五二年生まれの私は今年選挙を迎えました。立花隆氏によれば日本の近代史はおよそ六〇年周期で区切られるそうです。

明治維新から六〇年で先の大戦へ突入し敗戦。戦後から六〇年でバブル崩壊財政危機少子化格差社会の出現。原発推進から六〇年で福島原発事故の発生。

私達の世代は、自由人権民主平和の理念が標榜され、高度経済成長のもとで青年時代を送り、最近までは大きな社会的危機にも遭遇することなく、人生を歩んできました。その意味では恵まれた世代とも言えるでしょう。

大地震・大津波・原発事故による大災害を経験した日本は、混乱する政治・社会情勢のもと次の六〇年をどう展望し、どのような社会を築いてゆくべきなのでしょう。

これから様々な意見が聞かされることになるでしょう。

論議には「六〇にして耳順う」とあります。私も次の世代を担う若者達が夢と希望をもって生きてゆける社会をめざして人々の意見を聴き、多くの本を読んで自らの頭で考えてゆきたいと思えます。

# 寄稿

## 「里地里山を未来遺産に」

ボランティアグループ「天山ふれあい会」

井上 元生

Atsuo Inoue



私は筑紫野市天山に先祖代々住んでいます。宮地岳の麓の天山区は昭和三五、六年ごろまでは里山の雑木を薪として、また、水は井戸水で生活していました。その後、エネルギー革命でガスから石炭石油の電力に変わり、さらに原子力発電にも依存するようになりました。

それとともに、里山は人も通わなくなり荒れる一方になりました。何とかして少しでも里山を取り戻したい気持ちで、仲間数人で「里地里山を未来遺産に」をスローガンにボランティアグループを立ち上げました。現在、藤野会長を中心に宮地岳西麓の徐福伝説の岩「童男少女岩」付近をふれあい広場にしようと仲間六十人

名程で森林保全活動、雑木伐採、山道づくり、天山集落内の環境整備、小学生への現地環境教育などを行っています。

人間が自然とともに生きていた時代はエネルギーの循環はまさに完全循環でした。しかし、ゴミ問題は貝塚に見られるように人間が集団生活して以来ずっと続いていると思っています。近代化がすすみ、都市が発達し工業製品で生活するようになると貝塚のような処理では追いつかなくなってきました。ゴミ問題は人間が生きていく限り、物質文明を維持し享受し続けるかぎり、決して避けて通れない問題なのです。

工場での生産は自然界に散在する物質を集めて精製し加工して製品を作るのですから廃棄されるものは濃縮されていると思います。「ゴミ焼却場」がない時は、ゴミや生産工程の中で発生した廃棄物は各生産工場内で処理されていました。そ

れで、空中に河川に海に投棄していた廃棄物で、川崎病や水俣病などを引き起こしてしまいました。工場地域といわれる地域の方々はこのような問題とずっと向き合ってきたのです。

このたび、ちくし法律事務所の先生方にご指導を受けながら、山家地区に建設が計画されている産業廃棄物処理場の問題に関わることになりました。企業が環境問題を解決するために廃棄物処理場を建設するというのであれば、今の環境、現在の住民は元より将来を生きていく世代の健康を絶対に損なってはならないと思います。産業廃棄物を集めて処理しても絶対にこの地域の環境を破壊しないという確信がもてるまでは、住民の皆さんと一緒に廃棄物処理施設問題に取り組んでゆきたいと思っています。

## ちくしとわたし



弁護士 徳田 宣子

Ayuko Takahashi

2002年10月にちくし法律事務所に入所して以来9年半、弁護士として働いてきました。この4月、地元である大分に帰り、父が所長を務める弁護士法人徳田法律事務所勤務を始めています。

私が弁護士を目指したのは、高校生のころ、とにかく人のために仕事がしたい、「ありがとう」と言われることを仕事にしたいと思ったのがきっかけでした。イメージの中には、一緒に地元を歩くという人々から感謝の気持ちのこもった挨拶をされている父の姿がありました。自分の本当にそばにいる人、すぐ隣に住んでいる人が何かあったときに頼ってくれる存在に、私もなりたいたと思ったのです。

運良く司法試験に合格し、様々な法律事務所を訪ねる中でちくし法律事務所に出会いました。まさに事務所のそばにいる方々が頼ってくる場所を目指し、そして実現している事務所の姿、私はその中で自分の夢を実現したいと思いました。地元へ帰って、すでに私や父のことを知っている人

とのつながりで仕事をしていくのではなく、弁護士の知り合いなどいない、法律事務所には相談に行くなんてとんでもないと思ってしまう市民の方に何かがあったときの役に立ちたいという思いでした。

私は福岡に全く地縁はなかったので、新人時代は知り合いの紹介による事件はほとんどなく、電話帳やホームページで事務所を知った方や、事務所を頼って来て、たまたま私が担当させていただいた方がほとんどでした。それが、3年ほど経った頃でしようか、以前担当させていただいた方の紹介、あるいは地域の方が私を指名して紹介してくださることが少しずつ増えて行きました。だんだんと二日市を歩いていると挨拶をしていたことも増え、ときには二日市の居酒屋で酔っ払っている私を見て、「酔うとそんなふうになるんですね」と言われることもありました（言われるほど変わっていないつもりです・・・）。まだまだ遠いけど、少しずつ父に近づけているのかな、なんて思ったりすることもありました（酔っているときくらいですが）。

ただ一方でお気持ちに沿った解決ができなかったときなどは自分の力が足りなかったのではないかと思悩む事もありました。体調を崩すこともあり、昨年から思うように仕事ができないことが増えました。しばし休養をいただき、自分が本当に弁護士を続けるべきかということまで真剣に悩みました。その中で、やはりもう一度が

んばつてみたいという気持ちと、そのときは高校時代からの憧れであった父のそばで仕事をしたいという気持ちが残りしました。父も気づけば60代後半、元気なうちにできるだけ長くそばで仕事を見せてもらいたいと思つたのです。

ちくし法律事務所を巣立つてもう3ヶ月以上が過ぎました。実はまだちくし法律事務所を巣立つたという自覚に乏しく、何かにつけては二日市をうろつき、事務所の方や地域の方と飲んだりしています。本当に頼りになった先輩方、かわいかわい後輩たち、いつも心のこもった行動をとってくれる事務局のみんな、ちくし法律事務所のメンバーは第二の私の家族です。

そして、筑紫野地域の方々、私と関わってくださった方々、まだまだ未熟な私を温かい目で見守っていただき、本当に支えていただきました。本当にありがとうございました。みなさんと出会えたことは私の宝物です。場所は少し離れてしまいましたが、これからもちくし法律事務所です。一杯がんばつていきます。今後とも何卒よろしくお願いたします。



# 寄稿

## 「少年の更生支援活動のなかで」

有限会社アベ建築 代表取締役 安部 秀昭



「それでも働き広がる」

私は宮若市で昭和60年から内装工事業を始め、非行少年などの更生のため雇用事業所として活動させて頂いております。数年前、就労支援機構が立ち上げられ、協力雇用事業所として

て、登録致しました。

人のために動くことは、時には自分たちでは解決出来ない問題が出てきます。可愛がついてははずの元従業員から一般

常識では考えられない難癖をつけられ訴えられたのは平成18年のことでした。書類提出の期限まで時間がなく、裁判の日も変えられないとのこと。

途方に暮れていた中、ちくし法律事務所にお願いました。裁判への出席も当時6名の心強い弁護士

士のチームワークで、なんとか都合をつけて頂きました。

私共の言い分も聞いてもらい、納得のいく解決を図る事が出来ました。

それから6年。私の家族には様々な問題が降りかかりました。

妻の母は、入院していた病院でのリハビリ中に、転倒して亡くなりました。

三女は、婚約していた男性からひどい扱いを受け、破談となりました。

元請けの会社から請負代金が支払われないこともありました。

長女は、交通事故の加害者側から責められ、精神的ショックで落ち込み、賠償金を巡る話がうまく進みませんでした。

ちくし法律事務所には、これら全てを相談し、解決をして頂きました。

これまでにも、ちくし法律事務所以外の弁護士の方にも相談しましたが、ちくし法律事務所を知り、人の気持ちの分かる弁護士の方ばかりで、家族共々、大変助けて頂きました。

三女もこの時は未成年で、どうしているのか分からない中、迫田弁護士は娘の立場になって行動して下さい、すべて安心してお任せする事ができました。

素晴らしい法律のプロとも出会うことが出来、幸せに思っております。

また、ちくし法律事務所のお付き合いは、これだけではありません。

非行少年の立ち直りを支援する為の各界の集まりで、よく一緒にさせて頂いております。

と、言うのも私は平成19年、夫婦共々保護司として委嘱され、少年院や刑務所から戻ってきた方々を積極的に会社で雇ったり、更生を目的に活動しております。

妻（スクール長）も犬のトリマー養成専門学校（HANAMOMO HOUSE ドッグルーミングスクール 直方校）を

開いて、不登校や非行少年などの子どもたちも受け入れ、手に職、及び道徳的哲学を学んで頂きたいと予防支援活動を行っております。

集まりの中で弁護士の方々も、少年達の立ち直りの為に活動されていることを知りました。

私達も活動の輪を広げて、子どもも大人も住みやすい世の中にしていきたいと思っております。



弁護士  
吉野 隆二郎  
Ryosuke Yoshino

誠早湾干拓事業に関  
して、国が開門する義務  
を負つてすでに1年8か  
月が経過したにもかかわらず、国は開門の工程表を  
示さずとすらしません。

国が確定した判決に  
従わないなどということは三種分立制度の我が  
国においては許されません。今後も厳しくその点  
を追求していきたいと思つています。

関連するテーマとして、10月4日には佐賀市内  
において開催される日弁連の人権大会において、  
「豊かな海をとり戻すために」というシンポジウム  
が開催されます。興味のある方はこのシンポジウ  
ムにもご参加下さい。



弁護士  
浦田 秀徳  
Hideaki Ueno

今夏、琵琶湖畔にある  
佐川美術館を訪れまし  
た。平山郁夫さんの「平  
和の祈り」などの日本画、  
佐藤忠良さんの水庭に浮  
かぶ彫刻、十五代樂吉左  
衛門さんの樂茶碗が、ど  
れもすばらしい。水上に浮かぶ切妻屋根の展示  
館も美術品のように、樂さんが手がけられた茶  
室での経験も忘れられません。



弁護士  
田中 謙二  
Kenji Tanaka

中小企業法務の仕事  
が増えてきました。代  
金回収、契約違反や契

約解除などをめぐる損害賠償請求、労働問題などな  
ど。私も弁護士になる前は零細企業の経営者でしたの  
で、中小企業の経営者の方々のご相談を伺っていると、「わ  
かるなき、その気持ち」と共感することはあります。日本  
再生のためには中小企業の活性化が絶対に必要だと思  
います。一緒にがんばろう、中小企業！



弁護士  
迫田 登紀子  
Takiko Sawada

昨年11月に娘を迎え  
ました。現在8ヶ月。は  
いはいと、つかまり立ち。  
「まんま」と言つては、離乳食もたくさん食べます。これ  
までは、弁護士として多くの子どもたちと関わつてきま  
したが、親として子どもと向き合うのは初めての体験で  
す。娘と過ごす楽しい時間により、私の経験がひろがり、  
それを皆様に還元できた良いなと思つています。



弁護士  
落合 真吾  
Shingo Oshiki

全国B型肝炎訴訟は、本  
年6月28日に、国と原告団・  
弁護団との間の「基本合意」  
締結後1周年を迎えました。  
しかし、現在「基本合意」に基づいて行われている個別  
原告の和解手続においては、国のそれまでの不誠実な対  
応は変わっていません。国の対応は遅々として進まず、原  
告に無用な負担をかけています。被害者の方々が、「命あ  
るうちに」、「一刻も早い救済を受けられるよう、今後も国  
に改善を求めていきたいと思つています。」



弁護士  
井上 茉彩  
Mai Inoue

お仕事をさせていただく  
中、依頼者の方に教えていた  
だくことが沢山あります。

最近相続に関する事件をお手伝いさせていただく中で、  
「先祖から受け継ぐ財産は自然と同じだと思つて、幹を  
切つて自分のためだけに使い、絶やしてしまつてはいけな  
い。木陰で休ませてもらったり、木の皮を少しだけいただ  
いたりと思恵を受けながらも、先祖の心を引き継いで繁  
栄させていかなければならないと思つ」とのお考えを伺  
い、とても素敵だなと感じました。このような依頼者の  
方が大切にされている思いに寄り添っていききたいなど、勇  
気をいただきました。



## ちくし法律事務所 創立記念無料法律相談のご案内

地域の皆様に支えられ、本年10月1日で、ちくし法律事務所は創立28周年を迎えます。

ちくし法律事務所は創立記念日を迎えるにあたり、これまで事務所を支えて下さった皆様に感謝をお伝えしたく、9月24日から28日までの5日間を無料法律相談週間とさせていただきますことにしました。上記5日間は、どのようなご相談も無料でお受けいたしますので、些細なお困り事など何でもご相談ください。

相談をご希望の方は、予約のお電話をお願いいたします。

また、上記期間中に相談を希望される方が多く予約をおとりすることができなかった場合でも、上記期間中に予約のお電話をいただいた方のご相談は、翌週以降に無料でお受けいたします。

今後とも、ちくし法律事務所をよろしくをお願いいたします。



## 市民法律講座のご案内

ちくし法律事務所では、昨年秋から「市民法律講座」を定期的に関催しています。身近で生活に役立つ法律のお話を、ちくし法律事務所の弁護士がわかりやすく解説いたします。

私たちとともに、おとなの手習いはじめてみませんか？

どなたでも参加でき、**受講は無料**です。事前の予約も必要ありません。お気軽にお越し下さい。平成24年後期の日程や会場は次のとおりのご予定となっております。

③の会場については、まだ予約ができていませんので、変更の可能性があります。ちくし法律事務所のブログ（「ちくし法律事務所のニュース」で検索）で確認していただくか、お電話（092-925-4119）にてお問い合わせをいただくと確実です。



- ①平成24年8月22日(水)19時～ 太宰府市・いきいき情報センター 弁護士吉野隆二郎による「交通事故」の講座
- ②平成24年10月20日(土)14時～ 大野城市・まどかびあ 弁護士田中謙二による「相続」の講座
- ③平成24年12月8日(土)14時～ 筑紫野市・生涯学習センター 弁護士迫田登紀子による「成年後見」の講座



〒818-0056 福岡県筑紫野市二日市北1丁目1番5号  
代表TEL 092-925-4119  
代表FAX 092-925-4127  
URL <http://www.chikushi-fo.jp/>  
ブログ <http://chikushi-law.blogspot.com/>